

JaNSSL シミュレーション教育指導者認定制度規程

(制度の目的)

第1条 この制度は、看護学教育におけるシミュレーション学修の開発、評価、普及に努め、看護学教育の進歩と質の高い看護学教育および看護を実践できる人材育成に寄与することを目的とする。

(意義)

第2条 シミュレーション教育についての専門的知識と指導技術を有した者をシミュレーション教育指導者と認定することで、個々の教育機関・施設におけるシミュレーション教育の質の向上につながり、本学会が目指すシミュレーション教育の普及、発展および看護学教育の進歩と人々の健康と生活の質を支える看護専門職の育成に寄与することにつながる。

(認定要件)

第3条 本制度で認定する JaNSSL シミュレーション教育指導者とは、シミュレーション教育指導者として所定の課程を修了し、認定審査の結果、以下に示す能力を有していると理事会が認めた者とする。

- 1) シミュレーション教育の理論に基づくシナリオ設計ができる
- 2) シミュレーション教育の指導技法を活用したシミュレーション教育の実践ができる
- 3) シミュレーション教育を継続的に実践し、看護学教育の進歩と質の高い看護学教育および看護実践できる人材育成に寄与できる

(新規申請資格)

第4条 本学会の正会員で、認定審査要領に示された条件を満たした者に審査申請資格を与える。

(認定審査)

第5条 認定を受けようとする者は、学会が年1回行う認定審査を受けなければならない。

- 2 認定審査を受けようとする者は、学会が定める審査料を納めなければならない。
- 3 申請の期日、その他申請に必要な事項は、学会ホームページを通じて公示する。

(認定審査委員会の設置)

第6条 理事会のもとに認定審査委員会を設置し、認定審査委員会は次の各号の業務を行う。

- (1) 新規および更新申請者の申請資格の審査に関すること
- (2) 新規および更新申請者の認定審査に関すること
- (3) 認定および更新認定候補者を理事会に推薦すること

(登録と認定証の交付)

第7条 学会が認定した者を JaNSSL シミュレーション教育指導者名簿に登録し認定証を交付する。

(認定更新)

第8条 認定資格の有効期間は5年とし、認定審査要領に定める認定更新審査を受けて理事会の承認が得られた者に対して資格の更新を認定する。

(認定更新申請の資格)

第9条 本学会の正会員で、認定審査要領に示された条件を満たした者に認定更新申請資格を与える。

(登録)

第10条 認定更新が認められた者を JaNSSL シミュレーション教育指導者名簿に再度登録し、認定証を交付する。

(認定の取り消し)

第11条 認定申請に虚偽があった者、その他理事会によって認定の取り消しが妥当と判断した者は、その認定を取り消す。ただし、認定取り消し後2年を経過し、所定の過程を踏めば、再度認定審査申請を行うことができる。

(本規程の改廃)

第12条 規程の改廃は、理事会の決議による。

附 則

(施行期日)

第1条 この規程は2022年4月23日から施行する。

第2条 この規程の一部改訂は、2024年11月7日から施行する。